

**(仮称) 忍野村スポーツ公園整備基本構想 策定支援業務委託 に係る
公募型プロポーザル方式実施要領**

1. 目的

忍野村では、第6次忍野村総合計画八念八策の策3【教育・生涯学習】世界で活躍する人材育成の実現を目指し、小中学校学力向上、スポーツ振興プロジェクトや生涯学習推進プロジェクトなど各施策に取り組み、各種村民サービスの向上を図っている。

そうした中、本村も少子高齢化の進展やコロナ禍を経験し大きく社会環境が変化する中、村民の健康増進、スポーツ少年団の心身の健全な発達や競技力向上、幅広い年代の生きがいがづくりや世代間交流、子育て・教育環境の充実、スポーツ観光の促進など地域にとってスポーツの果たす役割はますます重要になってきている。

しかしながら、本村が掲げる「スポーツ競技への参加推進」や「生涯にわたるスポーツをする機会の提供」、スポーツイベント・レクリエーション等の充実を図るためには、今後本村が所有する各種スポーツ施設の更なる充実を図っていくことが必要である。

本業務では、こうした背景を踏まえつつ、山梨県や本村におけるスポーツ施策を取り巻く現状を把握するとともに、周辺地域を含めたスポーツ施設等の現状と課題を把握・分析し、本村が目指すスポーツとヘルスケア・医療等を通じたソフト事業によるむらづくりを可能とする「忍野村スポーツ公園整備基本構想の実現」に向けた基本的な考え方及び方向性を検討し、文教施設の集約の図られている小学校北側を中心とするエリアを対象区域とする基本構想を策定するものである。

なお、本業務の遂行には、高度な技術や調査分析力、豊富な業務経験等を必要とすることから委託業者については、公募型プロポーザル方式に基づき募集及び選定を行うこととする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名称

(仮称) 忍野村スポーツ公園整備基本構想策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「(仮称) 忍野村スポーツ公園整備基本構想策定支援業務 仕様書」のとおり

(3) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年7月31日(水)まで

(5) 提案上限額

11,946,000円(消費税及び地方消費税含む)

※ この金額は契約時の予定額を示すものではなく、本業務の規模を示すためのものである。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

- (2) 山梨県又は忍野村からの指名停止期間中でないこと。なお、募集開始日から企画提案書等の提出期限までに指名停止を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (3) 忍野村暴力団排除条例（平成24年3月30日条例2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 本業務を円滑に遂行するために必要とされる専門的知識、提案能力及び直近5年以内に本業務と同種の業務又は類似する業務における業務経験を有する者を従事させるとともに、忍野村との事務調整及び打合せ等を迅速かつ適切に行う体制を構築できること。

なお、同種の業務、類似する業務は以下のとおりとする。

① 同種の業務

- ア 官公庁発注のスポーツ公園整備に係る基本構想又は基本計画策定に関する業務
- イ 官公庁発注のエリアマネジメント調査等に関連した業務
- ウ 官公庁発注の官民連携（PPP/PFI）に関する業務

② 類似する業務

- ア 民間企業発注のスポーツ公園整備に係る基本構想又は基本計画策定に関する業務
- (6) 応募については、単独に限らず共同企業体も可とする。ただし、重複（単独・共同企業体又は複数の共同企業体）での申し込みを行うことはできない。
- (7) 単独、共同企業体ともに山梨県内に本社又は支社・営業所等を有する法人であること。

4. 委託候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和5年12月13日（水） ホームページに掲載
2	質問書提出期限	令和5年12月20日（水） 17時までに電子メールで
3	質問回答	令和5年12月22日（金） までにホームページに掲載
4	プロポーザル参加申込期限	令和5年12月26日（火） 正午まで
5	プロポーザル参加承認及び選考会案内の通知	令和6年1月9日（火） までに文書にて通知
6	企画提案書等の提出期限	参加承認日から令和6年1月16日（火） 17時まで
7	選考会	令和6年1月22日（月） 予定
8	選考結果の通知	令和6年1月26日（金） 予定
9	契約締結	令和6年1月下旬予定

※ ただし、各実施日については、事務上の都合により変更することがある。

5. 質問受付・回答

(1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、参加申込及び企画提案書の作成及び提出に必要な事項に限る。質問受付期間中に質問書（様式1）を作成のうえ、電子メールにより提出すること（送信後は電話にて受信確認すること）。また、提出の際は、PDF形式に変換して提出すること。質問提出先は【事務局（問合せ先及び書類提出先）】のとおり。

また、原則、口頭及び電話での質問には応じないこととする。

(2) 回答方法

業務内容等に関する質問については、質問者匿名にて忍野村ホームページ上で回答を掲

載する。

6. プロポーザルへの参加申込

次の書類をプロポーザル参加申込の期間中に事務局へ持参又は送付すること。

(いずれの方法でも提出期限必着とする)

共同企業体で申し込む場合については、代表する事業者が参加申込を行い、その他の書類については構成する全ての事業者が各々作成すること。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届(様式7)を提出すること(郵送可)。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

(1) 参加申込書(様式2)

(2) 業務経歴書(様式3)

記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料(業務委託契約書及び仕様書の写し)を添付すること。

(3) 業務実施体制調書(様式4)

(4) 実施責任者調書(様式5)

(5) 会社概要(様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可。)

(6) 共同企業体協定書(任意様式) ※ 単独の場合は不要

(7) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書(様式6)

(8) 財務諸表(直近2期分の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」)

(9) 全部事項証明書又は登記簿謄本

(10) 国税及び地方税の滞納のないことを証明する納税証明書

提出期限・提出先	
① 提出期限	令和5年12月26日(火)正午まで(土日祝祭日を除く)
② 提出先	忍野村役場 企画課

7. プロポーザルへの参加承認及び選考会案内の通知

(1) 一次審査(書類審査)の実施

参加申込書類の確認後、参加資格要件を満たす者に対し、参加承認を文書にて通知するが、応募者多数の場合には、審査基準表に基づく書類審査を行う。

一次審査(書類審査)の結果、上位4者程度(以下「二次審査対象者」という。)を選定し、審査結果を文書(一次審査結果通知書)とあわせて通知するものとする。

(2) 二次審査(選考会)

二次審査対象者には、選考会(プレゼンテーション)の案内も併せて文書にて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、令和6年1月10日(水)12時までに「事務局(問合せ先及び書類提出先)」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、村にその理由の説明を求めることができる。

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

「二次審査対象者」で、本プレゼンテーションに参加する場合は、以下の書類を企画提案書等の提出期限までに事務局へ持参又は送付すること。(いずれの方法でも提出期限必

着とする)

① 企画提案書提出届 (様式8)

② 企画提案書 (任意様式)

仕様書に基づき、下記の項目を満たす内容とすること。15ページ程度で、規格は、日本工業規格A4縦版(A3折込可)の印刷物とし、片印刷で作成のうえ、各ページにページ番号を付すこと。

ア 上位・関連計画等の整理

イ 村内及び周辺地域におけるスポーツ施設等の現状の把握

ウ スポーツ施設等に関する村民及び関係者等への村民意向調査の実施

エ 事例調査

オ 本村のスポーツ施設等に関する課題の抽出

カ スポーツ公園整備に関する基本方針の検討

キ スポーツ公園エリアの設定およびエリア内ゾーニング及び配置案の作成

ク 導入機能案の事業手法の検討・整理

ケ 実現方策の検討

③ 独自提案 (任意様式)

事業者の持つ技術やノウハウを効果的に利活用した提案事項などで、実現可能なものがあれば積極的に提案すること。ただし、今回の本業務の範囲内で実現できる内容に限る。

④ 業務工程表 (任意様式)

プレゼンテーションの際に当該業務の工程管理等について説明すること。

⑤ 見積書 (任意様式)

本業務を受託する場合の見積価格を記載すること。なお、業務遂行に必要な全ての作業項目及び経費を見積ることとし、人工・回数・単価等が把握できるようにすること。

(2) 提出部数

提出書類①～⑤の順序で製本し、それぞれにインデックスを付け、簡易なA4ファイルで提出すること。

・ 正本・・・1部 (代表者押印のもの)

・ 副本・・・7部 (正本の写し)

提出期限・提出先	
① 提出期限	参加承認日から令和6年1月16日(火)17時まで(土日祝祭日を除く)
② 提出先	忍野村役場 企画課

9. プレゼンテーションの実施及び審査

「二次審査対象者」で、「8. 企画提案書等の提出」をした者については、次のとおりプレゼンテーションを行い、審査を受けるものとする。

(1) 日時：令和6年1月22日(月)

※ 時間の詳細については、応募件数等を考慮し、参加者へ後日連絡する。

(2) 会場：忍野村 生涯学習館 2階 集会室

(3) 参加人数

プレゼンテーション参加人数は3人までとし、業務実施体制調書(様式4)にて届け出

た実施責任者は必ず参加しなければならない。

(4) プレゼンテーションに要する時間

概ね30分以内（説明20分、質疑応答10分程度）とする。

(5) プレゼンテーションに要する機材

本村にてプロジェクタ及びスクリーンを準備する。機材の仕様等については、プレゼンテーション参加者に対して通知する。

(6) 選考方法

プレゼンテーション及び一次審査（書類審査）の内容を基に、「企画提案選考委員会（以下、「選考委員会」という。）」において総合的に評価を行い、委託候補者を選定する。

(7) 評価項目

別表「審査基準表」のとおり

(8) 参加者が一提案者のみの場合について

プレゼンテーションを実施したうえで、選考委員会がプロポーザル方式実施要領、仕様書等の内容を満たすと判断した場合は、その一提案者を委託候補者として決定する。

10. 審査結果の公表

委託候補者選考後、文書により通知するとともに忍野村ホームページ上にて結果を公表する。

11. 失格となる場合

提案者が、次に該当する場合は失格となることがある。

(1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合

(2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 選考の公平性を害する行為があった場合

(5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、選考委員会が失格であると認めた場合

(6) 提案上限額を超えた見積を提出した場合

12. 契約

村は委託候補者と協議し、委託候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結する。なお、契約結果を忍野村ホームページ上で公表する。

ただし、選考された事業者が以下の規定に該当する場合は、契約を締結しない。

なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

(1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 選考の公平性を害する行為があった場合

13. 契約金の支払い条件

業務完了後、本村の検査を経て、受注者の請求に基づき一括で支払うこととする。

14. 提出書類の取扱い

(1) 提出書類の著作権は、契約締結に至った企画を除き参加者に帰属するものとする。た

だし、忍野村が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(2) 本件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価部分を除き、忍野村情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。

(3) 提出書類は一切返却しない。

15. その他

(1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。

(2) 提出書類における記名・押印は、すべて忍野村競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

事務局（問合せ先及び書類提出先）

部 署 名：忍野村役場 企画課
住 所：〒401-0592 山梨県南都留郡忍野村忍草1514
電話番号：0555-84-7738
F A X：0555-84-3717
M a i l：kikaku@vill.oshino.lg.jp